

北上地区消防組合消防本部に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 13 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第 3 号

北上地区消防組合消防本部に関する規則等の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防本部に関する規則等の一部を改正する規則

(北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部改正)

第1条 北上地区消防組合消防本部に関する規則(昭和49年北上地区消防組合規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(消防長及び消防次長)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 消防長は消防監の<u>者</u>を、消防次長は消防司令長の<u>者</u>をもつて充てる。</p> <p>(職制)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要に応じて主任又は課付を置くことができる。</p> <p>3 課長は、消防司令長の<u>者</u>又は消防吏員以外の職員をもつて充てる。</p> <p>4 課長補佐は、消防司令の<u>者</u>をもつて充てる。</p> <p>5 係長及び主任は、<u>消防司令補以上の者</u>をもつて充てる。</p> <p>(課長、課長補佐、係長及び主任の職務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p>	<p>(消防長及び消防次長)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 消防長は消防監の<u>階級にある者</u>を、消防次長は消防司令長の<u>階級にある者</u>をもつて充てる。</p> <p>(職制)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要に応じて<u>主幹、副主幹</u>、主任又は課付を置くことができる。</p> <p>3 <u>課長及び主幹</u>は、消防司令長の<u>階級にある者</u>又は消防吏員以外の職員をもつて充てる。</p> <p>4 課長補佐<u>及び副主幹</u>は、消防司令の<u>階級にある者</u>をもつて充てる。</p> <p>5 係長及び主任は、<u>消防司令補の階級にある者</u>をもつて充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>2 主幹は、上司の命を受け、特命事項について調査、企画及び立案に参画する。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4 副主幹は、上司の命を受け、課の特定事項の調査、企画</u></p>

<p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>及び立案に参画する。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則(昭和49年北上地区消防組合規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
組織区分	職の区分	支給額	組織区分	職の区分	支給額
管理者部局	事務局長	62,800円	管理者部局	事務局長	62,800円
	事務局次長	41,600円		事務局次長	41,600円
				<u>主幹</u>	<u>36,100円</u>
消防本部	消防長	62,800円	消防本部	消防長	62,800円
	消防次長	52,300円		消防次長	52,300円
	課長	45,100円		課長	45,100円
		<u>主幹</u>		<u>36,100円</u>	
消防署	消防署長	45,100円	消防署	消防署長	45,100円
	副署長	<u>26,500円</u>		副署長 <u>(消防司令長の階級にあ</u>	<u>36,100円</u>
	<u>分署長</u>		<u>るものに限る)</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第3条 北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年北上地区消防組合規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(管理職員特別勤務手当の額等)				(管理職員特別勤務手当の額等)			
第2条 給与条例第21条の2第3項第1号及び第2号の規則で定める額は、同条の適用を受ける職員が4時間以上勤務した場合において、次の表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。				第2条 給与条例第21条の2第3項第1号及び第2号の規則で定める額は、同条の適用を受ける職員が4時間以上勤務した場合において、次の表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。			
職		額		職		額	
		週休日等に勤務した場合（勤務に従事した時間が4時間以上6時間以下の場合）	週休日等以外の日の午前0時から午前5時までに勤務した場合（正規の勤務時間以外の勤務に限る。）			週休日等に勤務した場合（勤務に従事した時間が4時間以上6時間以下の場合）	週休日等以外の日の午前0時から午前5時までに勤務した場合（正規の勤務時間以外の勤務に限る。）
事務局	事務局長	8,000円	4,000円	事務局	事務局長	8,000円	4,000円
	事務局次長	6,000円	3,000円		事務局次長	6,000円	3,000円
					主幹	<u>4,000円</u>	<u>2,000円</u>
消防本部	消防長	8,000円	4,000円	消防本部	消防長	8,000円	4,000円
	消防次長	6,000円	3,000円		消防次長	6,000円	3,000円
	課長	6,000円	3,000円		課長	6,000円	3,000円
			主幹		<u>4,000円</u>	<u>2,000円</u>	
消防署	消防署長	6,000円	3,000円	消防署	消防署長	6,000円	3,000円
	副署長	4,000円	2,000円		副署長（消	4,000円	2,000円
	分署長	<u>4,000円</u>	<u>2,000円</u>	防司令長の			

2・3 [略]

2・3 [略]

<u>階級にある</u> <u>ものに限</u> <u>る)</u>		
--	--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。